

## 施設・研修等分科会の当面の進め方について（案）

平成 19 年 3 月 23 日

### 1. 施設・研修等分科会について

#### (1) 分科会の位置付け

本分科会では、新規テーマ、民間等要望の積み残し案件、独立行政法人に係る業務等を中心に検討。

#### (2) 検討テーマ

##### 新規テーマ

法第二条第 4 項第一号イからニに掲げる「施設の設置、管理、運営」、「研修」、「相談」、「調査・研究」の業務について検討。

##### 民間等要望の積み残し案件

昨年 8 月の民間等要望のうち、昨年ヒアリングを実施したのみで、対象事業とできなかった業務、未だヒアリング等を実施していない業務について再検討。

##### 独立行政法人

平成 19 年度見直し対象の独立行政法人の業務を中心に検討。

### 2. 当面の進め方

#### (1) 新規テーマ

今夏の基本方針改定に向けて、当面、「施設の管理・運営」、「研修」に係る業務について検討。まずは、各府省に対して、当該分野の業務について自主的に見直し、市場化テストの対象となり得る業務を提案することを依頼し、4 月以降、順次、ヒアリング等を実施。

##### 施設の管理・運營業務

- ・ 主として一般庁舎、特に東京 23 区内の大規模な庁舎、及び研修施設  
研修業務

- ・ 主として、各府省で企画・実施している国家公務員向けの研修、特に外国語・財務・接遇等の一般的なスキルに係る研修

## (2) 民間等要望の積み残し案件

当面、以下の事項について、事務局において検討を進め、必要に応じて、各府省ヒアリングを実施する。

昨年ヒアリングを実施したが、対象事業に至っていない業務

- ・ 広報・普及啓発 等

未だヒアリング等を実施していない業務

- ・ 許認可・検査
- ・ 内部管理業務 等

## (3) 独立行政法人

当面、19年度見直し対象の独立行政法人（23法人）について、事務局において検討を進めるとともに、必要に応じて、各府省ヒアリングを実施する。

（以 上）